

平成 29 年度復興庁政策評価実施計画

〔平成 29 年 3 月 29 日〕
〔内閣総理大臣決定〕

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、平成 29 年度復興庁政策評価実施計画を以下のとおり定める。

1 計画期間

平成 29 年度の 1 年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

事後評価の対象とする政策は、以下のとおりとする。

- (1) 復興庁政策評価基本計画（平成 24 年 3 月 30 日内閣総理大臣決定）の対象とした政策のうち、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）
 - (ア) 復興庁政策体系（別紙）に基づき対象とする政策 該当なし
 - (イ) 租税特別措置等に係る政策 該当なし
- (2) 政策決定後 5 年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過後時点でなお未了の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの） 該当なし
- (3) その他の政策で、本実施計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの） 該当なし

(別紙)

復興庁政策体系

政策	施策
復興施策の推進	(1) 復興支援に係る施策の推進
	(2) 復興交付金制度に係る施策の推進
	(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	(4) 被災者の住宅再建の支援に係る施策の推進
	(5) 「新しい東北」の創造に係る施策の推進
	(6) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)～(5)に掲げるものを除く。)